

地域連携による安全・安心な環境づくりの推進について

1 取組状況

第2次広島市消費生活基本計画期間である平成30年度から令和4年度においては、別紙1「消費生活センターにおける高齢者等の消費者被害未然防止及び拡大防止のための主な取組」のとおり実施している。

2 課題

高齢化の進行や地域コミュニティの活力低下により、判断能力が低下した高齢者や社会経験の乏しい若年者等が増加し、こうしたせい弱な消費者は自ら消費者被害を予防することが困難なことから、消費者トラブルの増加や消費者トラブルが判明した時には深刻化していることが懸念される。令和3年度に実施した消費生活に関するアンケートでは、一定数の消費者が、高齢者の被害防止には「地域で見守り活動を実施されている方々への情報提供」が重要だとしている。

こうしたことから、せい弱な消費者が地域で安心して暮らすことができる環境を更に整備していくことが重要だと考える。

3 検討事項

自ら消費者被害を予防することが困難なせい弱な消費者が、地域で安心して暮らせるようにするためには、消費者安全確保部会の構成団体を含む地域団体、消費生活サポーター及び消費生活協力団体等との連携が重要だと考える。これらの団体とどのように連携を図り、見守り体制を整備していくか等を検討していきたい。

4 今後の取組案

先日、消費者安全確保部会の委員・専門委員の皆様に実施した聞き取り調査の結果（別紙2）を踏まえ、資料2「消費者安全確保部会の構成団体等と連携した見守り体制の整備（案）」のとおり取り組むこととする。